

黒崎ゆういち後援会	黒崎 祐一	主たる事務所の所在地	港区港南2-4-7	港区港南3-4-12	H27. 11. 1
佐藤康夫を励ます会	佐藤 康夫	主たる事務所の所在地	板橋区中台3-26-21	板橋区中台3-5-21	H27. 5. 1
女性市長で小金井を良くする会	中村 良子	代表者の氏名	中村 良子	渡邊 伸吾	H27. 11. 15
新宿の未来を創る区民の会	遠藤 直哉	会計責任者の氏名	中村 祐	吉住 裕子	H27. 11. 8
神野次郎後援会	神野 次郎	主たる事務所の所在地	昭島市中神町1137-12	昭島市拜島町1-18-10	H27. 9. 1
		会計責任者の氏名	青山 政道	小澤 源一	H27. 9. 1
政経しん和フォーラム東京支部	小田 耕一郎	政治団体の名称	政経しん和フォーラム東京支部	大政会大和塾東京支部	H27. 11. 30
誠心会	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-28-2	東村山市栄町2-22-13	H27. 11. 6
多摩の未来をつなぐ会	石崎 博幸	主たる事務所の所在地	多摩市和田1548	多摩市乞田1284	H27. 11. 30
		会計責任者の氏名	阿部 祐子	阿部 秀寛	H27. 11. 30
なわいきよ子友の会	縄井 貴代子	主たる事務所の所在地	西多摩郡日の出町大久野57-2	西多摩郡日の出町平井751-2	H27. 11. 5
北志会	北里 貞之	主たる事務所の所在地	八王子市明神町4-2-7	八王子市左入町467-8	H27. 11. 25
松本マキ後援会	松本 武	政治団体の名称	松本マキ後援会	松本まき後援会	H27. 11. 10
		代表者の氏名	松本 武	松本 万紀	H27. 11. 10
三井みほこ後援会	北村 洋明	代表者の氏名	北村 洋明	笹本 昭一	H27. 10. 24
邑上守正を応援する会	邑上 守正	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-25-5	武蔵野市中町1-34-3	H27. 11. 1
木蹊会	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-28-2	東村山市栄町2-22-13	H27. 11. 6
山内れい子とひまわり会議	山内 玲子	主たる事務所の所在地	国立市中1-19-10	国分寺市戸倉1-8-43	H27. 11. 6
米川大二郎後援会	小川 政雄	代表者の氏名	小川 政雄	石川 貞夫	H27. 11. 18
東京都医師政治連盟立川支部	香取 公明	代表者の氏名	香取 公明	阿川 忠郎	H27. 5. 30

●東京都選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七  
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた  
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり  
表す。

平成二十八年三月九日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
みんなの党東京都世田谷区議会第3支部	末岡 雅之	H26. 11. 27

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
明日の墨田をひらく会	山崎 昇	H27. 10. 15
佐藤広典応援団	佐藤 広典	H27. 11. 17
佐藤広典後援会	佐藤 広典	H27. 11. 17
佐藤康夫を励ます会	佐藤 康夫	H27. 6. 30
白井いわひと後援会	鈴木 栄次郎	H27. 11. 1
須田しげみ後援会	栗山 功	H27. 11. 1
政治結社國上館義塾	中山 昌幸	H27. 11. 11
原田えつお励ます会	原田 正敏	H27. 5. 1
優しい市政をつくる市民の会	影山 保	H27. 11. 1

●東京都選挙管理委員会告示第十九号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年三月九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
木村 靖江	村議会議員	木村やすえ後援会	三宅島三宅村坪田3185-3	H27. 10. 29

●東京都選挙管理委員会告示第二十号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大久保 青志	大久保青志応援団	主たる事務所 の所在地	品川区豊町6-29-13	杉並区成田東5-40-10	H27. 7. 8
北里 貞之	北志会	主たる事務所 の所在地	八王子市明神町4-2-7	八王子市左入町467-8	H27. 11. 25
木原 誠二	誠心会	主たる事務所 の所在地	東村山市栄町2-28-2	東村山市栄町2-22-13	H27. 11. 6
佐藤 康夫	佐藤康夫を励ます会	主たる事務所 の所在地	板橋区中台3-26-21	板橋区中台3-5-21	H27. 5. 1
縄井 貴代子	なわいきよ子友の会	主たる事務所 の所在地	西多摩郡日の出町大久野57-2	西多摩郡日の出町平井751-2	H27. 11. 5
山内 玲子	山内れい子とひまわり会議	主たる事務所 の所在地	国立市中1-19-10	国分寺市戸倉1-8-43	H27. 11. 6

●東京都選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった  
旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に  
より、次のとおり公表する。

平成二十八年三月九日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
佐藤 広典	佐藤広典後援会	H27. 11. 17
佐藤 康夫	佐藤康夫を励ます会	H27. 6. 30
山崎 昇	明日の墨田をひらく会	H27. 10. 15

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
 名称 氏名 事業所の所在地

菊正自動 菊池 良 八丈島八丈町大賀 平成二十七年  
 車株式会社 郷千三百五十七番 十一月三十日  
 地

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三條の六第一項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

平成二十八年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 指定年月日  
 名称 氏名 事業所の所在地

株式会社 志賀 彰男 中央区京橋三丁目 平成二十八年  
 三幸 十一番四号 三月一日

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人東京英語いのちの電話

二 代表者の氏名

サフィン・クレイグ・アンドリュウ

三 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山六丁目十番十一号 ウェスレーセン

ター二F

四 認定の有効期間

平成二十八年一月十八日から平成三十三年一月十七日まで

一 名称

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

二 代表者の氏名

畠山 史郎

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町一丁目六番九号 DIK麴町ビル

九〇一

四 従たる事務所の所在地

静岡県三島市芝本町七十一

五 認定の有効期間

平成二十八年一月八日から平成三十三年一月七日まで

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に

ついて

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人東京英語いのちの電話

二 代表者の氏名

サフィン・クレイグ・アンドリュウ

三 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山六丁目十番十一号 ウェスレーセン

ター二F

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため

五 失効年月日

平成二十八年一月十八日

一 名称

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

二 代表者の氏名

畠山 史郎

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町一丁目六番九号 DIK麴町ビル

九〇一

四 従たる事務所の所在地

静岡県三島市芝本町七十一

五 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため

六 失効年月日

平成二十八年一月七日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の住所及び氏名

含まれる地域の名称

狛江市猪方三丁目三百五十四番 渋谷区初台一丁目四十七番

小田急不動産株式会社

代表取締役 雪竹 正英

小金井市緑町二丁目二千三百七十四番十九

大和ハウス工業株式会社

支配人 坂井 淳一

多摩市大字和田字五号四百五

武蔵野市吉祥寺本町一丁目

番一

三十七番五号 山蝶ビル

株式会社山蝶 代表取締役 山本 光彦

争議行為の予告について

三和清運株式会社代表取締役鈴木宏和から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十三日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

全日本建設交通一般労働組合関東支部三和分会の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月十日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

三和清運株式会社本社営業所 江戸川区本一色二丁目

二十四番三十三号

三和清運株式会社篠崎操車場 江戸川区篠崎町七丁目

十番十四号

四 種類

事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東栄興業株式会社代表取締役小泉公男から争議行為を行

<p>う旨の通知が平成二十八年二月二十三日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十八年三月九日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 全日本建設交運一般労働組合関東支部東栄分会の争議行為に対抗する件</p> <p>二 日時 平成二十八年三月十日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 東栄興業株式会社本社車庫 足立区西新井四丁目二七番二十八号 東栄興業株式会社西新井車庫 足立区西新井四丁目二七番二十五号 東栄興業株式会社古千谷作業所 足立区古千谷本町四丁目一番六号</p> <p>四 種類 事業所の閉鎖、就労拒否等一切の争議行為（以上原文のまま掲載）</p> <p>争議行為の予告について 大洋運輸株式会社代表取締役角田龍郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十六日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p>	<p>平成二十八年三月九日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 全日本建設交運一般労働組合関東支部大洋分会の争議行為に対抗する件</p> <p>二 日時 平成二十八年三月十日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 大洋運輸株式会社 練馬区大泉町四丁目五番十七号</p> <p>四 種類 事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為（以上原文のまま掲載）</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成28年3月9日 東京都収用委員会 会長 池 田 眞 朗</p> <p>1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 都道八王子五丁目線（秋川街道）改築工事（東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで） 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり</p>	<p>平成二十八年三月九日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成28年2月26日</p>
---	--	---

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿上	実測		
東京都八王子市中野上町四丁目	3122番1	山林	49	134.15	41.86	別図のとおり

別記2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
登記名義人 井上 彌助 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は昭和 25 年 1 月 26 日死亡 法定相続人は川村マサ子、井上歌子、井上 祐子、松尾久美子、井上幸一、井上浩、荒井 トシ子、佐藤健二、佐藤美穂及び佐藤有理で ある。					
川村 マサ子 (法定相続分 1200 分の 12)	東京都八王子市追分町 14 番 4 号				
井上 歌子 (法定相続分 1200 分の 6)	東京都八王子市中野上町四丁目 36 番 21 号				
井上 祐子 (法定相続分 1200 分の 2)	東京都八王子市中野上町四丁目 36 番 21 号				
松尾 久美子 (法定相続分 1200 分の 2)	岡山県倉敷市中庄 3091 番地 2				
井上 幸一 (法定相続分 1200 分の 2)	東京都八王子市中野上町四丁目 36 番 21 号 2				
井上 浩 (法定相続分 1200 分の 12)	東京都八王子市中野上町四丁目 23 番 5 号				
荒井 トシ子 (法定相続分 1200 分の 12)	東京都八王子市中野上町四丁目 23 番 6 号				
佐藤 健二 (法定相続分 1200 分の 6)	東京都八王子市中野上町四丁目 36 番 14 号				
佐藤 美穂 (法定相続分 1200 分の 3)	東京都八王子市中野上町四丁目 36 番 14 号				
佐藤 有理 (法定相続分 1200 分の 3)	神奈川県横浜市神奈川区六角橋二丁目 29 番 27 号				

別記2

2/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
登記名義人 井上 新助 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は明治 29 年 11 月 23 日死亡 法定相続人は森本美智子、山下久仁子、山下 勇文、田中富子、馬場廣子、井上英、井上榮 次郎、井上彰、塚本静子、水島フミ子、井上 キヨ、田所和美、井上真一、井上大輔、志村 宣之、井上仁、坂本伊代子、高木泰典、高木 啓之、菅原康子、高木瑞成、竹田榮雄、竹田 精次、竹田由美子、竹田好文、松下裕子、井 上幸哉、吉村美智子、吉田幸子、小柳美代子、 吉本洋子、田中康裕、斉藤三枝子及び小林幸 男である。					
森本 美智子 (法定相続分 1209600 分の 480)	奈良県奈良市藤ノ木台四丁目 1 番 14 号				
山下 久仁子 (法定相続分 1209600 分の 480)	奈良県生駒郡平群町春日丘二丁目 14 番 17 号				
山下 勇文 (法定相続分 1209600 分の 480)	大阪府大阪市旭区高殿二丁目 18 番 27-303 号				
田中 富子 (法定相続分 1209600 分の 1440)	東京都八王子市滝山町一丁目 548 番地				
馬場 廣子 (法定相続分 1209600 分の 1440)	東京都八王子市中野山王一丁目 8 番 23 号				
井上 英 (法定相続分 1209600 分の 1440)	東京都八王子市中野上町四丁目 36 番 26 号				
井上 榮次郎 (法定相続分 1209600 分の 1440)	東京都八王子市清川町 9 番地 12				
井上 彰 (法定相続分 1209600 分の 1440)	東京都八王子市中野町 2740 番地 2				

別記2

3/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
塚本 静子 (法定相続分 1209600 分の 2016)	東京都八王子市元本郷町三丁目 3 番 3 号				
水島 フミ子 (法定相続分 1209600 分の 2016)	東京都府中市朝日町二丁目 3 番地の 1 都営アパート 3-305				
井上 キヨ (法定相続分 1209600 分の 1008)	東京都八王子市中野上町四丁目 37 番 5 号				
田所 和美 (法定相続分 1209600 分の 504)	東京都八王子市元八王子町二丁目 1943 番地				
井上 真一 (法定相続分 1209600 分の 504)	東京都八王子市中野上町四丁目 37 番 5 号				
井上 大輔 (法定相続分 1209600 分の 1008)	不明。ただし従来住所 神奈川県横浜市磯子区汐見台一丁目 3 番地 1 1301 棟日海電線丈涛寮				
志村 宣之 (法定相続分 1209600 分の 1008)	栃木県芳賀郡市貝町大字市端 2207 番地 1 グリーン・ヴェーII203				
井上 仁 (法定相続分 1209600 分の 2016)	東京都八王子市中野上町四丁目 37 番 10 号				
坂本 伊代子 (法定相続分 1209600 分の 2016)	東京都八王子市大楽寺町 602 番地 3				
高木 泰典 (法定相続分 1209600 分の 2016)	東京都八王子市中野上町四丁目 36 番 5 号				
高木 啓之 (法定相続分 1209600 分の 2016)	不明。 ただし従来住所 東京都東大和市高木二丁目 192 番地の 2 田園コーポ 124 号				
菅原 康子 (法定相続分 1209600 分の 2016)	埼玉県所沢市大字松郷 67 番地の 41				
高木 瑞成 (法定相続分 1209600 分の 2016)	東京都八王子市南新町 20 番地 4 アプロディ ーテ 401 号				
竹田 榮雄 (法定相続分 1209600 分の 3360)	香川県三豊市三野町吉津丙 284 番地 2				

別記2

4/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
竹田 精次 (法定相続分 1209600 分の 3360)	東京都立川市柴崎町五丁目 3 番 7 号				
竹田 由美子 (法定相続分 1209600 分の 1680)	東京都八王子市曉町一丁目 32 番 1 号 フラット・ハピネス 101 号				
竹田 好文 (法定相続分 1209600 分の 840)	東京都八王子市曉町一丁目 31 番 21 号				
松下 裕子 (法定相続分 1209600 分の 840)	東京都八王子市曉町一丁目 32 番 1 号 フラット・ハピネス 203 号				
井上 幸哉 (法定相続分 1209600 分の 3360)	神奈川県相模原市南区上鶴間本町四丁目 47 番 22 号スクエア K203				
吉村 美智子 (法定相続分 1209600 分の 3360)	東京都日野市南平二丁目 23 番地の 10				
吉田 幸子 (法定相続分 1209600 分の 3360)	埼玉県所沢市狭山ヶ丘一丁目 3003 番地の 50				
小柳 美代子 (法定相続分 1209600 分の 3360)	東京都八王子市田町 1 番 10 号				
吉本 洋子 (法定相続分 1209600 分の 3360)	東京都八王子市大和田町一丁目 1 番 7-407 号都営大和田アパート				
田中 康裕 (法定相続分 1209600 分の 3360)	東京都八王子市中野上町一丁目 23 番 3 号				
斉藤 三枝子 (法定相続分 1209600 分の 720)	東京都八王子市大和田町四丁目 2 番 7 号				
小林 幸男 (法定相続分 1209600 分の 720)	東京都八王子市中野上町四丁目 45 番 13 号				
登記名義人 井上 高十郎 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は大正 5 年 7 月 29 日死亡 法定相続人は小佐野恵理子、戸田隆俊及び鈴木裕子である。					

別記2

5/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
小佐野 恵理子 (法定相続分 60 分の 1)	山梨県富士吉田市下吉田東三丁目 1 番 1 号				
戸田 隆俊 (法定相続分 60 分の 1)	東京都小金井市本町一丁目 11 番 15 号ハイムコーサーC				
鈴木 裕子 (法定相続分 60 分の 1)	東京都北区上十条五丁目 14 番 16 号				
登記名義人 井上 熊太郎 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は大正 3 年 3 月 20 日死亡 法定相続人は内藤滝子、内藤久子、内藤浩美、藤井勝美、内藤敦司、内藤眞、内藤昌一、井上富夫、山口喜弘、中塚美幸、坂本剛、高城房江、坂本光平、坂本吉郎、坂本定男、井上恭克、落合佐智子、井上光司、坂本順子、松坂富美子、井上一男、吉田国男、石坂一清、石坂勝美、石坂雅代、井上孝明及び前場愛子である。					
内藤 滝子 (法定相続分 1075200 分の 1760)	不明。 ただし従来の住所 神奈川県横浜市神奈川区大口通 17				
内藤 久子 (法定相続分 1075200 分の 840)	山梨県南アルプス市寺部 1351 番地 1				
内藤 浩美 (法定相続分 1075200 分の 280)	山梨県南アルプス市寺部 1351 番地 1				
藤井 勝美 (法定相続分 1075200 分の 280)	山梨県南アルプス市寺部 1443 番地 1				
内藤 敦司 (法定相続分 1075200 分の 280)	山梨県南アルプス市寺部 1351 番地 1				
内藤 眞 (法定相続分 1075200 分の 1760)	千葉県旭市清和甲 10 番地				

別記2

6/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
内藤 昌一 (法定相続分 1075200 分の 1760)	千葉県旭市溝原 1229 番地 3				
井上 富夫 (法定相続分 1075200 分の 3480)	東京都八王子市中野山王三丁目 17 番 2-304 号				
山口 喜弘 (法定相続分 1075200 分の 3480)	東京都八王子市元八王子町二丁目 1191 番地 1 第 1 山本ハイツ 101 号				
中塚 美幸 (法定相続分 1075200 分の 672)	東京都日野市日野台二丁目 9 番地の 5				
坂本 剛 (法定相続分 1075200 分の 672)	東京都八王子市西寺方町 370 番地 27				
高城 房江 (法定相続分 1075200 分の 1404)	神奈川県横浜市戸塚区南舞岡一丁目 10 番 10-3201 号				
坂本 光平 (法定相続分 1075200 分の 1404)	東京都多摩市和田 423 番地の 6				
坂本 吉郎 (法定相続分 1075200 分の 1404)	東京都八王子市武分方町 347 番地				
坂本 定男 (法定相続分 1075200 分の 1404)	東京都八王子市上川町 2277 番地 16				
井上 恭克 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都八王子市長房町 588 番地長房アパート西 14-306				
落合 佐智子 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都八王子市高尾町 1903 番地 5				
井上 光司 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都八王子市中野上町四丁目 5 番 16 号				
坂本 順子 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都八王子市上川町 2277 番地 16				
松坂 富美子 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都八王子市小比企町 1810 番地 6				

別記2

7/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
井上 一男 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都八王子市長房町 1403 番地 6 グランドールコート 103 号				
吉田 国男 (法定相続分 1075200 分の 5040)	東京都八王子市みなみ野六丁目 4 番 2 号				
石坂 一清 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都墨田区江東橋五丁目 12 番 4-301 号				
石坂 勝美 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都世田谷区喜多見一丁目 23 番 5 号サンライズヒルズ 204				
石坂 雅代 (法定相続分 1075200 分の 2320)	東京都清瀬市下清戸二丁目 581 番地 1 アドヴァンス I 201 号				
井上 孝明 (法定相続分 1075200 分の 3480)	東京都あきる野市野辺 1185 番地 5				
前場 愛子 (法定相続分 1075200 分の 3480)	東京都八王子市中野上町四丁目 18 番 13 号				
登記名義人 井上 亀吉 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は昭和 15 年 1 月 3 日死亡 相続人は井上勝世であり、法定相続人は井上久二、松田訓子、栗原文子、吉田タカ、井上千代子、加寛千津子、中島知代子及び川久保明美である。					
井上 勝世 (相続分 5880 分の 42)	東京都八王子市中野上町四丁目 40 番 26 号				
井上 久二 (法定相続分 5880 分の 42)	東京都八王子市中野上町四丁目 40 番 22 号				
松田 訓子 (法定相続分 5880 分の 21)	東京都昭島市田中町二丁目 5 番 3 号				
栗原 文子 (法定相続分 5880 分の 21)	東京都八王子市西寺方町 1067 番地 2				

別記2

8/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
吉田 タカ (法定相続分 5880 分の 42)	東京都八王子市中野町 3046 番地 6				
井上 千代子 (法定相続分 5880 分の 21)	東京都八王子市中野上町四丁目 43 番 12 号				
加寛 千津子 (法定相続分 5880 分の 21)	東京都八王子市中野町 2642 番地 25				
中島 知代子 (法定相続分 5880 分の 42)	東京都八王子市中野上町五丁目 3 番 1 号				
川久保 明美 (法定相続分 5880 分の 42)	東京都八王子市中野町 3054 番地 1				
登記名義人 井上 三五郎 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は昭和 8 年 5 月 24 日死亡 法定相続人は井上タケ、小林和江及び井上仲次である。					
井上 タケ (法定相続分 60 分の 1)	東京都八王子市川口町 517 番地 2				
小林 和江 (法定相続分 60 分の 1)	東京都町田市金井三丁目 4 番地 13				
井上 仲次 (法定相続分 60 分の 1)	東京都八王子市川口町 517 番地 2				
登記名義人 井上 伊之吉 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は大正 6 年 8 月 7 日死亡 法定相続人は井上清水、前田ワカ、江原ハル子及び清水富子である。					
井上 清水 (法定相続分 1080 分の 21)	東京都八王子市中野上町五丁目 2 番 1 号				
前田 ワカ (法定相続分 1080 分の 11)	東京都中野区沼袋三丁目 28 番 12 号				

別記2

9/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
江原 ハル子 (法定相続分 1080 分の 11)	神奈川県横浜市緑区鴨居五丁目 18 番 9 号 平賀方				
清水 富子 (法定相続分 1080 分の 11)	東京都小平市小川西町三丁目 12 番 1 号				
登記名義人 中村 市五郎 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は昭和 5 年 3 月 7 日死亡 法定相続人は中村あや実、中村俊明、中村康之、中村桂子、東山ミツ子、村松シヅ子、中村秀男、森田チヨ子、中村英司、原島直子、中村喜美子、中村美文、加藤春美、水越由記子、中村忠利、山賀敏子、久保田義和、中村アサ子、城戸京子及び中村勝である。					… 中村
中村 あや実 (法定相続分 3360 分の 3)	東京都八王子市中野上町四丁目 32 番 8 号				
中村 俊明 (法定相続分 3360 分の 1)	東京都八王子市中野上町四丁目 32 番 8 号				
中村 康之 (法定相続分 3360 分の 1)	東京都八王子市中野上町四丁目 32 番 8 号				
中村 桂子 (法定相続分 3360 分の 1)	東京都八王子市中野上町四丁目 32 番 8 号				
東山 ミツ子 (法定相続分 3360 分の 6)	東京都八王子市中野上町五丁目 16 番 3 号				
村松 シヅ子 (法定相続分 3360 分の 6)	東京都日野市落川 460 番地				
中村 秀男 (法定相続分 3360 分の 6)	東京都八王子市中野町 2728 番地 3				
森田 チヨ子 (法定相続分 3360 分の 6)	東京都八王子市中野上町五丁目 16 番 3 号				

別記2

10/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
中村 英司 (法定相続分 3360 分の 6)	東京都八王子市中野町 2733 番地 3				
原島 直子 (法定相続分 3360 分の 6)	東京都八王子市元八王子町一丁目 15 番地				
中村 喜美子 (法定相続分 3360 分の 21)	東京都八王子市中野上町四丁目 31 番 5 号				
中村 美文 (法定相続分 3360 分の 7)	東京都八王子市中野上町四丁目 31 番 5 号				
加藤 春美 (法定相続分 3360 分の 7)	東京都八王子市千人町一丁目 3 番 5 号				
水越 由記子 (法定相続分 3360 分の 7)	東京都八王子市中野上町四丁目 25 番 10 号				
中村 忠利 (法定相続分 3360 分の 14)	東京都八王子市中野上町五丁目 5 番 12 号				
山賀 敏子 (法定相続分 3360 分の 14)	東京都八王子市四谷町 528 番地 12				
久保田 義和 (法定相続分 3360 分の 14)	神奈川県相模原市緑区町屋一丁目 17 番 16 号				
中村 アサ子 (法定相続分 3360 分の 28)	東京都八王子市曉町一丁目 46 番 14 号				
城戸 京子 (法定相続分 3360 分の 7)	東京都八王子市石川町 452 番地 4				
中村 勝 (法定相続分 3360 分の 7)	東京都八王子市網ヶ丘二丁目 50 番 8 号				
登記名義人 中村 文吉 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は明治 42 年 12 月 8 日死亡 法定相続人は中村政司である。					

別記2

11/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
中村 政司 (法定相続分 20 分の 1)	東京都国分寺市西元町 3 丁目 4 番 16 号				
登記名義人 井上 仙太郎 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は昭和 5 年 8 月 26 日死亡 法定相続人は笠井繁美、北川加奈子、二俣眞澄、井上幸子及び井上武身である。					
笠井 繁美 (法定相続分 3240 分の 23)	東京都東久留米市氷川台一丁目 20 番 12 号				
北川 加奈子 (法定相続分 3240 分の 8)	東京都杉並区和田二丁目 26 番 3 号パークシティ杉並セントラルタワー1805				
二俣 眞澄 (法定相続分 3240 分の 23)	埼玉県所沢市西所沢一丁目 15 番 12-408 号サーバスシティ所沢				
井上 幸子 (法定相続分 3240 分の 81)	東京都八王子市中野上町四丁目 33 番 11 号				
井上 武身 (法定相続分 3240 分の 27)	東京都八王子市中野上町四丁目 33 番 11 号				
登記名義人 井上 國一 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は大正 3 年 7 月 10 日死亡 法定相続人は高橋禮子、井上明男、井上純一、井上一、橋本ヤヨイ、橋本弘志、橋本まゆみ、蒲澤浩子、橋本恵美、峰尾幸江、青木茂、青木章、青木早苗、山西久子、毛利功、毛利宏、梶計子及び岩浪昭子である。					
高橋 禮子 (法定相続分 38400 分の 160)	東京都八王子市中野上町四丁目 34 番 12 号				
井上 明男 (法定相続分 38400 分の 160)	東京都八王子市中野上町四丁目 34 番 13 号				

別記2

12/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
井上 純一 (法定相続分 38400 分の 220)	東京都八王子市中野町 2728 番地				
井上 (法定相続分 38400 分の 60)	東京都八王子市中野町 2728 番地				
橋本 ヤヨイ (法定相続分 38400 分の 60)	神奈川県相模原市緑区与瀬 842 番地 2				
橋本 弘志 (法定相続分 38400 分の 15)	神奈川県相模原市緑区与瀬 842 番地 1				
橋本 まゆみ (法定相続分 38400 分の 15)	神奈川県相模原市緑区与瀬 842 番地 1				
蒲澤 浩子 (法定相続分 38400 分の 15)	神奈川県相模原市緑区与瀬 853 番地 1				
橋本 恵美 (法定相続分 38400 分の 15)	神奈川県相模原市緑区与瀬 842 番地 2				
峰尾 幸江 (法定相続分 38400 分の 120)	神奈川県相模原市緑区与瀬 942 番地 5				
青木 茂 (法定相続分 38400 分の 40)	神奈川県相模原市緑区与瀬 1293 番地 7				
青木 章 (法定相続分 38400 分の 40)	神奈川県相模原市緑区与瀬 1293 番地 7				
青木 早苗 (法定相続分 38400 分の 40)	東京都調布市上石原二丁目 46 番地 16 Mahalo202				
山西 久子 (法定相続分 38400 分の 192)	山梨県山梨市二富川浦 310 番地 21				
毛利 功 (法定相続分 38400 分の 192)	東京都八王子市長房町 1503 番地				
毛利 宏 (法定相続分 38400 分の 192)	東京都八王子市長房町 38 番地 5				

別記2

13/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
棚 計子 (法定相続分 38400 分の 192)	東京都日野市多摩平四丁目 9 番地 都営多摩平四丁目アパート 2-604				
岩浪 昭子 (法定相続分 38400 分の 192)	東京都八王子市長房町 112 番地 市営住宅長房第 1 団地 3 号棟 204 号				
登記名義人 加藤 久二郎 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、向人は昭和 7 年 6 月 4 日死亡 法定相続人は加藤妙子、加藤美佐子、加藤壽夫、加藤初枝、中村式男、勝田朋子、古田夕貴、加藤チエ子、加藤美明、坂本和江、森谷阿左子、加藤貴美子、加藤恭男及び清水宏枝である。					
加藤 妙子 (法定相続分 2400 分の 12)	東京都八王子市大和田町三丁目 12 番 13 号				
加藤 美佐子 (法定相続分 2400 分の 9)	東京都八王子市並木町 15 番 20 号				
加藤 壽夫 (法定相続分 2400 分の 9)	東京都八王子市並木町 15 番 20 号				
加藤 初枝 (法定相続分 2400 分の 12)	東京都八王子市北野台三丁目 29 番 4 号				
中村 式男 (法定相続分 2400 分の 18)	埼玉県川越市中台元町二丁目 3 番地 19				
勝田 朋子 (法定相続分 2400 分の 6)	千葉県四街道市大日 204 番地 6				
古田 夕貴 (法定相続分 2400 分の 6)	千葉県千葉市稲毛区長沼原町 769 番地 9 ハビ ネス 1 番館 202 号				
加藤 チエ子 (法定相続分 2400 分の 2)	東京都八王子市明神町二丁目 10 番 5 号				

別記2

14/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
加藤 美明 (法定相続分 2400 分の 11)	東京都日野市南平五丁目1番地の42				
坂本 和江 (法定相続分 2400 分の 11)	東京都三鷹市中原一丁目6番41号				
森谷 阿左子 (法定相続分 2400 分の 9)	東京都八王子市明神町一丁目11番5号				
加藤 貴美子 (法定相続分 2400 分の 9)	東京都八王子市北野台三丁目29番4号				
加藤 恭男 (法定相続分 2400 分の 3)	東京都八王子市中野町2485番地4				
清水 宏枝 (法定相続分 2400 分の 3)	東京都八王子市横川町924番地30				
登記名義人 井上 林蔵 (登記簿上の持分 20 分の 1) ただし、同人は昭和9年9月22日死亡 法定相続人は勝毛多美子、中西富子、中西伸夫、中西健治、中西正隆、井上明夫、井上恵美子、井上辰雄、井上訓一、井上桂子、平尾弘子、井上和之、井上年子、井上誠、佐藤チエ子、木下正子、松本雅由、松本洋子及び水野純子である。					
勝毛 多美子 (法定相続分 12000 分の 24)	東京都日野市豊田二丁目28番地の5				
中西 富子 (法定相続分 12000 分の 24)	東京都八王子市小比企町2572番地				
中西 伸夫 (法定相続分 12000 分の 24)	東京都八王子市小比企町2572番地				
中西 健治 (法定相続分 12000 分の 24)	東京都八王子市桐田町500番地3				

別記2

15/21

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
中西 正隆 (法定相続分 12000 分の 24)	東京都八王子市下恩方町180番地1 恩方ホーム				
井上 明夫 (法定相続分 12000 分の 60)	東京都八王子市中野上町四丁目26番8号				
井上 恵美子 (法定相続分 12000 分の 60)	東京都八王子市中野上町四丁目26番8号				
井上 辰雄 (法定相続分 12000 分の 120)	東京都八王子市中野上町五丁目34番2号				
井上 訓一 (法定相続分 12000 分の 20)	東京都八王子市中野上町四丁目35番22号				
井上 桂子 (法定相続分 12000 分の 20)	東京都八王子市中野上町四丁目35番22号				
平尾 弘子 (法定相続分 12000 分の 5)	東京都八王子市中野上町四丁目18番10号				
井上 和之 (法定相続分 12000 分の 5)	神奈川県相模原市中央区山名8558番地15				
井上 年子 (法定相続分 12000 分の 10)	東京都八王子市中野上町四丁目18番10号				
井上 誠 (法定相続分 12000 分の 20)	東京都八王子市中野上町五丁目28番2号				
佐藤 チエ子 (法定相続分 12000 分の 20)	東京都八王子市長房町5番地 リバーサイド西八王子102号				
木下 正子 (法定相続分 12000 分の 20)	東京都八王子市暁町三丁目20番6号				
松本 雅由 (法定相続分 12000 分の 40)	東京都八王子市中野上町五丁目35番4号				
松本 洋子 (法定相続分 12000 分の 40)	東京都八王子市中野上町五丁目35番4号				